

# 監理技術者配置要件の合理化（人材の有効活用）

- これまでは、監理技術者は【専任】で配置することと定められていた。
- 建設業法改正に伴い、監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」）を専任で配置すれば、特例監理技術者として複数の工事を【兼任】することが可能とした。
- 発注機関（公共・民間等）や工事種別（一般土木・維持修繕など）は限定せず、幅広く適用が可能。

## 改正前

監理技術者もしくは主任技術者は、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上の工事については、工事毎に専任が必要。

## 改正後

監理技術者もしくは主任技術者は、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上の工事については、工事毎に専任が必要。  
ただし、監理技術者にあつては、監理技術者補佐を専任で置くときは、この限りでない。

### A工事

監理技術者

（専任）

### B工事

監理技術者

（専任）

### A工事

特例監理技術者（兼任）

監理技術者補佐

（専任）

### B工事

監理技術者補佐

（専任）

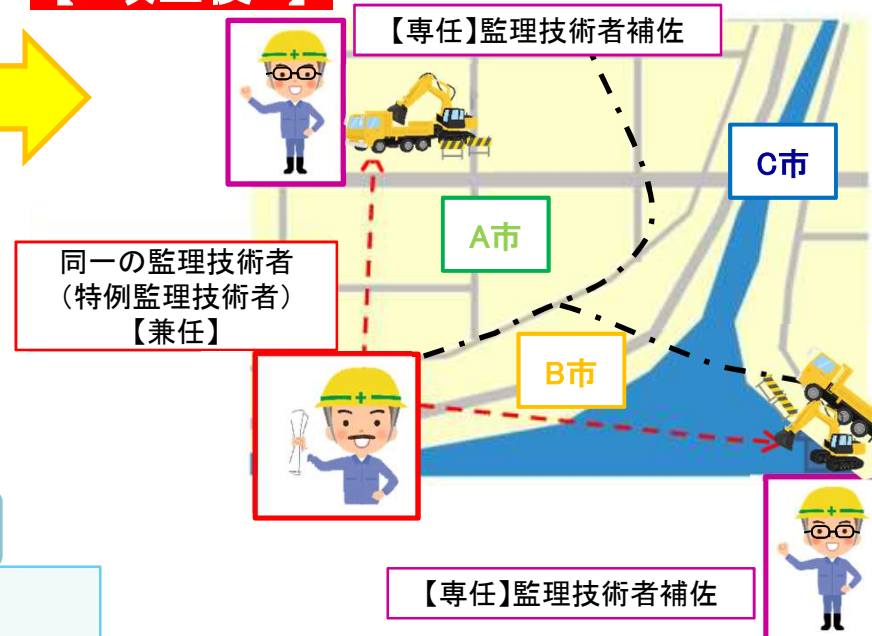
# 特例監理技術者の配置における運用方針

■ 近畿地整においては、工事規模や施工範囲等を考慮して以下の運用を実施。

## 【改正前】



## 【改正後】



## 特例監理技術者の配置を認める要件

- 分任支出負担行為担当官による発注
- 兼任する工事の技術的難易度がⅠ又はⅡ
- 同一の特例監理技術者が兼任できる工事数は2件
- 兼任する工事の工事場所は同一又は隣接する市町村（営繕工事は除く）
- 監理技術者補佐を個々の工事に【専任】で配置
- 兼任する工事の工事種別・発注機関は問わない
- 兼任する工事は維持工事※同士でないこと

※「維持工事」とは通年工事等の社会機能の維持に不可欠な工事（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。  
注：特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合、又は配置を要さなくなった場合には、コリンズに登録を行う。

## 監理技術者補佐の要件

- 監理技術者と同等の国家資格等の他、一級施工管理技士補（R3.4.1施行）
- 直接的かつ恒常的な雇用関係（配置日以前に3ヶ月以上の雇用関係）

# 特例監理技術者の職務等

## 特例監理技術者の職務等

特例監理技術者に求められる**責務は従前と変わっておらず**、これらの職務が適正に実施されるよう**監理技術者を補佐する者を適切に指導**することが求められる。

建設業法第二十六条の四第一項（主任技術者及び監理技術者の職務等）



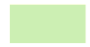
「主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。」

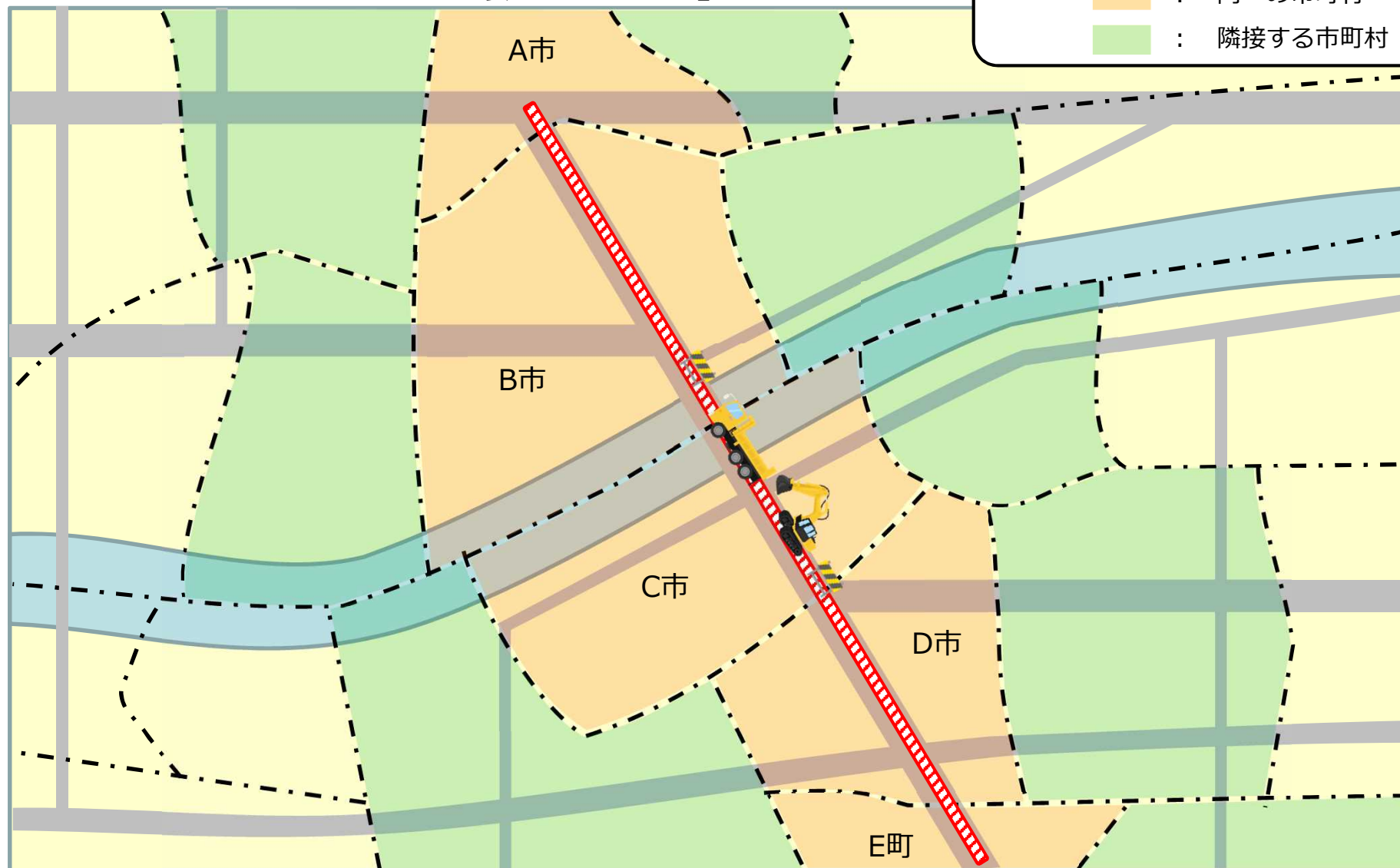
## 特記仕様書の記載内容

- 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

# 同一の特例監理技術者が兼任できる範囲

【例1】工事場所がA市・B市・C市・D市・E町にまたがる場合の  
「同一の市町村又は隣接する市町村」

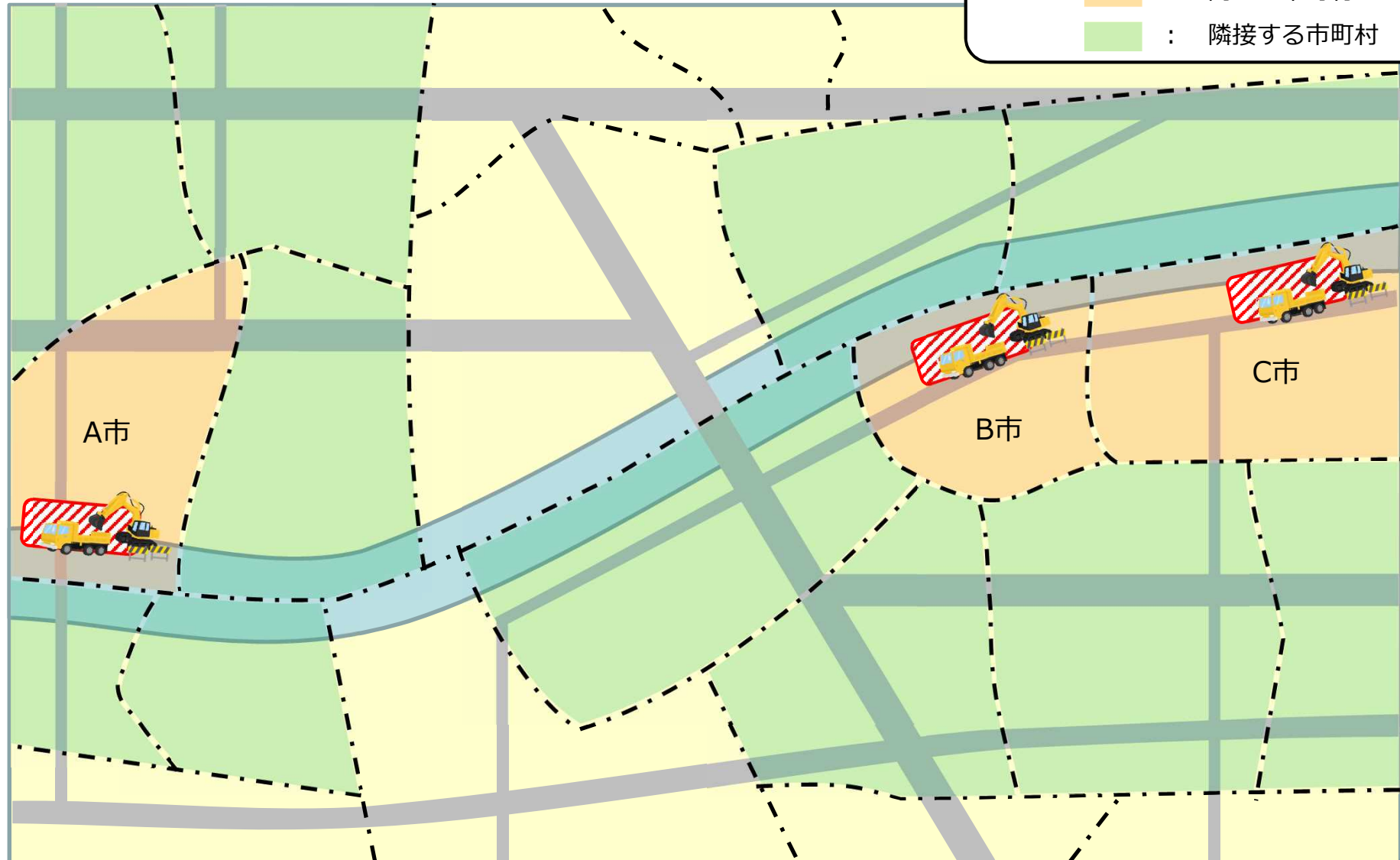
- 凡例
-  : 工事場所
  -  : 同一の市町村
  -  : 隣接する市町村



# 同一の特例監理技術者が兼任できる範囲

【例2】工事場所がA市・B市・C市に点在する場合の  
「同一の市町村又は隣接する市町村」

- 凡例
-  : 工事場所
  -  : 同一の市町村
  -  : 隣接する市町村



# 特例監理技術者の配置の有無の記載

【参考】配置予定技術者の資格・工事経験（様式3）

配置予定者の従事職種・氏名	監理（又は主任）技術者 ○○○○ <small>※監理技術者か主任技術者を必ず明記すること</small> <b>&lt;鋼橋上部工事の場合のみ従事する配置予定の現場（時期）を○で囲むこと&gt;</b> 架設据付現場／製作現場（工場）／すべての工期	
最終学歴	○○大学土木工学科 □□年卒業	
法令による資格免許	(例) ○ <b>橋上木造上管理技士</b> （取得年月日及び登録番号） 技術士（建設部門等）（取得年及び登録番号） 監理技術者資格（取得年、登録番号及び登録会社名） 監理技術者講習（修了年月日及び修了証番号） 登録●● <b>特例監理技術者</b>	
長期休暇期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日 <small>※長期休暇を取得し、同種工事の経験の期間に長期休暇期間を加える場合は、その期間を記載すること。また長期休暇を取得した期間を証明できる資料を添付すること。</small>	
工事の経験の概要	工事名称	
	発注機関名	○○地方整備局○○事務所
	施工場所	○○県○○市○○地先
	契約金額（最終）	千円
	上期（最終）	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	<b>【鋼橋上部の場合下記を追加】</b> (架設据付期間)	<b>【鋼橋上部の場合、下記を追加】</b> (平成 年 月 日～平成 年 月 日)
	従事職種	<b>特例監理技術者・監理技術者・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人・担当技術者等</b>
	従事期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
受注形態等	単体／甲型共同企業体（出資比率 **%）／乙型共同企業体	
工事内容（構造型式等）	※同種工事の経験の要件及び別紙-1-2「加算点の評価方法」を踏まえて工事内容（工事数量等）を記述すること。同種工事の経験がコリンズ登録されている工事内容で確認できない場合は、確認できる資料（契約書、数量明細書及び図面等）を添付すること。	
コリンズ登録の有無	有（建設業許可番号：**-*-*-*）（登録番号：****-****） 無	
他申請時における状況等	工事名称	
	発注機関名	
	工期	平成 年 月 日～令和 年 月 日 ※本工事に配置されている期間は他工事の専任技術者でないこと。 <b>【鋼橋上部工事の場合は※に下記を追加】</b> ただし、鋼橋上部工事の専任期間は架設据付期間である。
	従事職種	監理技術者・主任技術者等
コリンズ登録の有無	有（建設業許可番号：**-*-*-*）（登録番号：****-****） 無	
お本工事等に お任せする 特例監理技術者の 配置の有無	特例監理技術者の配置の有無	□専任（監理技術者として従事予定） □兼任（特例監理技術者として配置予定） <small>※特例監理技術者として配置する場合、別途専任の監理技術者補佐を配置すること</small>
	※監理技術者として配置する場合のみ記載	

## 【今後入札手続を開始する工事の場合】

- 入札公告、入札説明書に特例監理技術者の配置の可否を記載
- 配置予定技術者の申請書及び資料の様式3に「特例監理技術者の配置の有無」欄を追加
- 他工事に従事していても兼任対象工事であれば申請可
- 契約後に特例監理技術者を配置する場合に必要な書類を提出（契約手続き期間中及び契約後に提出済みの書類は除く）

## 【入札手続中及び契約済工事の場合】

- 発注者から特例監理技術者の配置の可否を通知
- 受注者は特例監理技術者を配置する場合、以下の書類を提出
  - 兼任する工事の工事場所を証明する書類
  - 監理技術者補佐の資格を有する書類
  - 監理技術者補佐の雇用関係を証明する書類
  - 特例監理技術者と監理技術者補佐の連絡体制・業務分担
- 発注者は提出された書類等から判断し、兼任を認める場合には受理

特例監理技術者の配置の有無欄を追加

# 特例監理技術者の配置における運用方針

- 近畿地整においては、工事規模や施工範囲等を考慮して以下運用を実施。

## 特例監理技術者を認める要件

- 分任支出負担行為担当官による発注工事
- 技術的難易度が **I 又は II** の工事
- 同一の特例監理技術者が **兼任できる工事は同時に 2 件**まで
- 監理技術者補佐を **専任**で配置できること
- 兼任する工事の発注機関（公共・民間等）・工事種別については **問わない**
- 兼任する工事双方の工事場所は、**同一の市町村又は隣接する市町村**
- 兼任する工事は **維持工事※同士**でないこと

※「維持工事」とは通年維持工事等の社会機能に不可欠な工事（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）

## 監理技術者補佐の要件

- 監理技術者補佐に求める資格は、監理技術者と同等の国家資格等  
（令和3年4月1日施行後、一級施工管理技士補を追加）
- 直接的かつ恒常的な雇用関係（配置日以前に3ヶ月以上の雇用関係）